

第1回

(令和2年1月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和2年1月10日（金）午前9時30分から午前10時9分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 9名
 - 1 番委員 田口英一郎・2 番委員 谷口 一也
 - 4 番委員 元村 彰浩・5 番委員 今村 忠臣・6 番委員 西嶋 健一
 - 7 番委員 尾方安枝子・8 番委員 福本 王雅・9 番委員 栗原 和親
 - 10 番委員 税所隆則
 - 4 欠席委員 3 番委員 尾方 学
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第1号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第2号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第3号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第4号案 非農地証明願いに対する認定について
議第5号案 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、4番・5番委員にお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 4 番 あっせんで1件、12月20日、才田代の農地ですが10アール当たり50万円で5,331,000円で古里推進委員と事務局立ち合いのもと公社に売渡契約をしました。また、先月あがっておりました堂面の農地は、10アール当たり45万円で今月売渡する予定です。
 - 7 番 昨年12月23日、西鶴田の農地を新規就農者の方が購入したいと申し出があり話を進めているところです。
 - 5 番 鳥獣害対策現地視察ということで12月26日宇城市三角町戸馳に会長をはじめ、農業委員から6名、総勢30余名出席して視察してきました。当日雨でワナをかけ

てある現地は見られなかったのですが、ジビエファームという狩猟したイノシシを解体して加工するような場所に行ってきました。そこで、現地で使われている簡易的なイノシシを捕るためのワナを見てきました。熊本農家ハンターということでグループを作られて活動されています。ICTで現地に行かなくてもワナの状況、ワナに入ったかという状況が解り、入った時点で捕獲できる方が出向いて、捕獲するというやり方で即座に電気ショックでと殺して保冷車で持って帰り、ジビエファームで即座に加工するということでした。ワナもワイヤーメッシュを4枚重ねてラセンで1つの箱にしてシャッターをつけるという簡易的なワナでした。イノシシがどういう動きをするかということ赤外線のカメラで見て、向きを変えたり、少しずらしたりすると、イノシシの行動範囲が見えて、ワナを少し向きを変えたり、少しずらすと捕獲できるということでした。参考になったのですが、鳥獣害対策をする中で狩猟の免許は当然必要ですけれども捕った後の処理をどうするかということで、法人化で専門にジビエできる施設を数千万かけて造られているところが、今後考えていかなければならないところではないかと思いました。

議 長 議第1号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第1号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番については、委員さんがおられますので、退席をお願いします。（西田委員退席）

議 長 調査番号1番について7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力3人）、従業員1人、雇用は繁忙期に40人日。経営面積は、315a、田306a、水稻246a、転作60a、里芋を栽培、畑9a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km、車で3分。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：贈与のためありません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター2、コンバイン、田植機、管理機、動力噴霧機です。8番（取得農地の利用計画）：野菜、飼料、イタリアン、ソルゴ。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号1番のみを質問を受けて、決議したあと次のに入っていきたいと思いますので、質問のある方は挙手のうえお願いいたします。

4 番 0円ですか。

事務局 補足します。ご親戚でもありません。譲受人が耕作されていたということで、譲渡人からもらってくださいというような案件です。譲受人も農業委員になられて、

贈与でもらうというのは、心ない人からいろんなことを言われるので、やめたいということで、何回か来られたのですが、どうしても所有者の方が、もらっていただきたいという強い意志で贈与ということになりました。今後、心ない人からいろいろ言われるかもしれませんが、そういう事情です。

議 長 質問ありますか。

（「ありません」の声）

議 長 それでは調査番号1番のみ決議します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

それでは、入っていただきたいと思います。

（西田委員入室、着席）

議 長 続きまして、調査番号2番、3番について4番委員から調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2人）。経営面積は、225a、田128a、水稻28a、WCS100a、畜産農家と契約されて栽培されております。畑96a、野菜20a、残りは、畜産農家と契約し飼料作物。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：約800m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：親子間の贈与になります。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、ハーベスタ、ミスト機、田植機等を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族6人（稼働力2人）。経営面積は、田157a、田97a、水稻20a、残りはWCS、畑59a、野菜20a、残りは飼料作物です。畜産をされております。成牛、子牛をあわせて10頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：約500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：米で30k。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、マニアスプレッダー、2トンダンプ、軽トラックを保有。8番（取得農地の利用計画）：WCS。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 続きまして、調査番号4番について9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力1人)。経営面積は、田 30a、水稲 30a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積): 30a以上です。2番(通作距離): 200m。3番(小作地): 問題なし。4番(貸付地): 問題なし。5番(取得価格): 贈与ですので該当ありません。6番(耕作放棄地): 問題なし。7番(農機具の利用計画): トラクター、田植機、コンバイン、トラック、軽トラック、ミスト機を所有。8番(取得農地の利用計画): 水稲。9番(周辺地域との関係): 共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号5番について8番委員から調査報告をお願いします。

8 番 (調査番号5) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)4月から9月に草払いに5人を臨時雇用。経営面積は、210a、田 151a、すべて水稲、畑 59a、栗 56a、野菜 3a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積): 30a以上です。2番(通作距離): 2km。3番(小作地): 問題なし。4番(貸付地): 問題なし。5番(取得価格): 小作料が10アール当たり1万円。6番(耕作放棄地): 問題なし。7番(農機具の利用計画): トラクター、草払機3、コンバイン等を所有。8番(取得農地の利用計画): 水稲。9番(周辺地域との関係): 共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

8 番 調査番号4番の贈与で0円ですが、こういった理由でしょうか。

9 番 もともと、本人さんがもっておられた農地で、いろいろな事情により以前にこの方に売買をされておりました。この方が農業をされないということで、元の方にどうしても返したいからということで、贈与ということでやられたということです。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員: 挙手)

全員賛成です。

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員: 挙手)

全員賛成です。

議長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

第1号案はすべて許可するものといたします。

議 長 議第2号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第2号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電設備です。理由は、後継者問題で、県外に居住しているが、管理が難しいということで、再生可能エネルギーの一環として太陽光パネルで発電を行い地域社会へのクリーンエネルギーを供給するということです。施設の概要は、パネル288枚です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別)：2種農地です。2番(着工時期)：2年2月1日から2年3月31日までです。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生) 雨水は、自然浸透排水です。7番(転用措置)：近隣の農地の耕作に支障のないように時期を選定して工事を行い畦畔を現状のまま利用し、盛土、切土は行わないそうです。8番(日照通風の影響)：問題なし。10番(農振法)：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

4 番 道路が入っているのですか。

9 番 字図が正解です。

議 長 ゼンリン地図が誤っています。

9 番 周りは道ではなく、土手です。

議 長 みなさんで、見に行きましたよね。

議 長 それでは、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

よって、1番許可するのといたします。

議 長 議第3号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第3号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)

今回は所有権移転2件、利用権設定が13件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入2件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～13番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 何か質問はありませんか。

議長 無いようですので、議第3号案異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。農用地利用集積計画について適格と認めます。

議長 議第4号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第4号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議長 木上地区の代表として調査報告をします。

2番 (調査番号1) 上の写真は全国農地ナビの写真です。写真が古くて6年くらい前の写真だと思います。建物が建っていて造作物があります。昔、ゴルフの打ちっぱなしの駐車場となっておりました。これは、田657となっておりますが、たぶん川辺川利水事業で畑地を造成した時にその周辺が変化しまして農道が通っており、西側に畜舎があり、進入用道路に使われておりました。下の写真が現在の写真です。道路になっているところから写真を撮っております。奥が竹や木が生えており農地ナビの状態から荒廃が進んでいるという状態になっております。木上地区の委員で話し合った結果、非農地相当ということで検討をしました。以上報告終わります。

議長 今の報告に対し、質問のある方はいらっしゃいませんか。

(質問なし)

議長 質問がありませんので、調査番号1番について申請どおり認定することに意義のな

い方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。それでは、非農地として認定いたします。

議 長 議第5号案農業委員会の法令遵守の申し合わせについてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第5号案農業委員会の法令遵守の申し合わせについて（朗読）

議 長 31条は先ほど西田委員が退席いただいた形で参与はできない。それとインターネットで公表をするということで、みなさんはインターネットで確認されたことがあられるでしょうか。事務局で公表されておりまして、他町村に関してもどのような審議がされているかと参考にすることができるようになっております。

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

（質問なし）

議 長 質問がありませんので、この決議について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。これを決議したいと思います。

議 長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）

議 長 1番は、8番、9番委員、田浦委員、石坂委員をお願いします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年1月10日

農業委員会会長

4番 農 業 委 員

5番 農 業 委 員
